

1 事業の目的

交野市地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）は、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳児又は幼児及びその保護者（以下「親子」という。）が相互の交流を行う場所の提供、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに対する相談及び援助等を行うことで、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 事業の実施

- (1) 本事業は、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付雇児発0529第18号、一次改正平成27年5月21日雇児発0521第13号、二次改正平成29年4月3日雇児発0403第18号、三次改正平成30年6月27日子発0627第2号、四次改正令和2年3月27日発0327第7号）（以下「要綱」という。）に定めるところにより、関係法令を遵守し、実施するものとする。
- (2) 本事業の実施方法は、要綱の4（1）に定めるところを基本とする。
- (3) 本事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる諸帳簿等を常に備え付け、本事業に関する事項を記録するとともに、必要に応じ、当該記録した事項を市に報告するものとする。
 - ア 事業計画書及び職員配置計画書
 - イ 本事業の実績に関する記録及び統計を記載した書類
 - ウ 業務日誌及びその他利用関係書類
 - エ その他関係書類
- (4) 市と協議のうえ、委託料により購入した備品（購入金額10,000円以上のものに限る。）の所有権は市に帰属するものとする。
- (5) 事業者は、業務の引き継ぎ等準備業務について、本事業を開始するまでの期間には、現行の事業者からの業務引き継ぎ等、本事業開始に必要な準備業務を行うものとする。なお、準備業務にかかる人件費等の経費は、事業者の負担とする。
- (6) 事業者は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の事業者引き継ぐ必要があるときは、円滑な引き継ぎに協力するものとする。
- (7) 事業者は、仕様書に明記がない場合であっても、本事業の目的に照らし必要と認められる事項について、市と協議のうえ、誠実に履行するものとする。
- (8) 事業者は、本事業の実施にあたり、必要に応じ市と協議することができる。
- (9) 仕様書に関して疑義がある場合は、別途、市と協議することができる。

3 開設日及び開設時間

毎週火曜日から土曜日（祝日及び第1児童センターの休館日を除く）までの、午前9時30分から午後5時00分を原則とし、1日7時間以上開設すること。

4 職員の配置

職員については、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育て知識と経験を有する専任の者を常時2名以上配置することとし、そのうち1名については常勤とする。

※常勤とは週35.0時間以上勤務する者をいう。

5 事業の利用料

本事業において、入場料や利用料は無料とする。ただし、講習会の材料費等利用者において負担することが適当と認められる最低限の実費については、徴収して差し支えないものとする。

6 事業の実施要件

- (1) 省エネルギーや省資源等の環境へ配慮すること。
- (2) 本事業が継続的に運営できるよう十分な体制を整備すること。
- (3) 事業者は、安全管理を徹底し、定期的な火災・防災訓練などを行い、事業従事者に周知徹底を図ること。
- (4) 日頃からの清掃や衛生管理を心掛けるとともに、感染症予防のためその管理を徹底すること。
- (5) 緊急時（事故・けが・事業の運休など）の対応を行うこと。
- (6) 事業者は、利用者にかかる賠償責任保険に加入すること。
1名につき死亡・後遺障害 500万円
1名につき入院補償（1日）3,000円
1名につき通院補償（1日）2,000円
- (7) 本事業の実施において、市並びに子育て支援関係機関・団体等と連携を密にすること。

7 情報の取扱いに関する事項

本事業の実施にあたっては、交野市個人情報保護条例（昭和63年3月26日条例第10号）に基づき、個人情報の保護に努めなければならない。また、本事業に関する記録の管理及び保管並びにホームページ等による情報の発信についても、十分留意しなければならない。

8 実績報告

(1) 事業者は、各月に実施した本事業について、次に掲げる事項を記載した事業実績報告書を、その翌月の15日までに、市に提出しなければならない。

ア 施設開放による利用の状況

イ 子育て等に関する相談及び援助の実施の状況

ウ 地域の子育てに関連する情報の提供の状況

エ 子育て及び子育てに対する支援に関する講習等の実施の状況

(2) 事業者は、各年度の終了後、本事業の実施に関して完了の報告をしなければならない。

この場合において、当該完了報告には、実績報告書のほか、収支報告を含むものとする。